一　保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町大字高津尾字尾曽中木一四五八の二、一四五八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町西字小口二六五、字暮ヶ谷二六六の一、二六六の二、字中根二八九から二九二まで、二九三の一、三〇一の一、三〇一の四、三〇一の五、三一七の一、三一七の二、三三二の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小口二六五・字暮ヶ谷二六六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字中根三〇一の一、三〇一の四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字清畠一五七の七三、一五七の八一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県魚沼市四日町字野地一六四一の五、一六四六の五、一六四六の六
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県横手市大屋寺内字大屋沢一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県諫早市小長井町川内字古場一二九二の七、一二九二の九から一二九二の一七まで、一二九二の三〇、一二九二の三二から一二九二の三五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市森字ヲマキナギ一八二〇の二、一八二〇の一四（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町山之口字カレイ谷一八〇六の二三、一八〇六の二四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県美濃市大字長瀬字西ヶ洞八四四四の四、八四四四の五、大字片知字火打平二六四八の六、二六四八の八から二六四八の一二まで、二六四八の一五から二六四八の一七まで、二六四八の一九、二六四八の二〇、二六五〇の二、二六五〇の四から二六五〇の一〇まで、二六五〇の一二から二六五〇の一五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町大字長瀬字西ヶ洞八四四四の四、八四四四の五、大字片知字火打平二六四八の六、二六四八の八から二六四八の一二まで、二六四八の一五から二六四八の一七まで、二六四八の一九、二六四八の二〇、二六五〇の二、二六五〇の四から二六五〇の一〇まで、二六五〇の一二から二六五〇の一五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　公衆の保健
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町大字長瀬字西ヶ洞八四四四の四、八四四四の五、大字片知字火打平二六四八の六、二六四八の八から二六四八の一二まで、二六四八の一五から二六四八の一七まで、二六四八の一九、二六四八の二〇、二六五〇の二、二六五〇の四から二六五〇の一〇まで、二六五〇の一二から二六五〇の一五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）